

子育て・教育のつづき

### 家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)ビジター養成講座 ～子育て家庭に寄り添い支援する活動に参加しませんか～

社会福祉協議会では、研修を受けた子育て経験者がビジターとして、初産婦の方や未就学児(6歳以下)を養育中の家庭を、週に1回2時間程度計6回(初産婦の方は4回)訪問し、子育ての支援をするホームスタート事業を行っています。気持ちを受け止めて話を聴いたり、一緒に家事や育児、外出などをすることを通して、子育て家庭に寄り添います。コーディネーターがサポートするので、安心して活動できます。



**[受講希望者向け説明会]**

日5月23日(金)10:00～12:00

定16人(申込順)

内ホームスタートの仕組みと流れの説明、質疑応答

**[養成講座]**

日6月6日～7月18日の金曜(全7回)10:00～15:00

場江東区文化センター

※一部の曜日・会場が変更になる場合あり

対子育て経験があり訪問活動ができる方 ※講座への全回参加が必要

定16人(申込順)

内傾聴ワーク、家庭で活動するうえでのポイント、区の子育て支援施策等

申4月15日(火)から電話またはFAX・メールに10面申込記入例の①～④を記入し、ホームスタート・こうとうへ☎090-2162-8835 📠03-3685-3267 ✉mail@homestartkoto.com



## 🔧 くらし・しごと・産業

このほかの記事は10面こうとうインフォメーションに掲載

### 5月1日(木)から 区立自転車駐車場で自動二輪車の利用受け入れを拡充

5月1日(木)から、東陽町駅第三自転車駐車場と新砂あゆみ公園内自転車駐車場で、原付二種(総排気量125cc以下の自動二輪車)の利用受け入れを開始します。詳細は各自転車駐車場管理室へお問い合わせください。

※自動二輪車の利用が可能な  
自転車駐車場は区HPをご覧ください



自転車駐車場	利用形態	利用料金	受け入れ台数* (申込順)	問い合わせ先
東陽町駅第三自転車駐車場 (東陽4-11先から7-1先、東陽5-30先から6-3先)	定期利用	2,000円/月	16台	東陽町駅自転車駐車場管理室(東陽4-5-17)☎03-5606-9193(6:30～20:00(土・日曜、祝日は7:00～15:00))
新砂あゆみ公園内自転車駐車場 (新砂3-3-6)	定期利用	3,000円/月	6台	南砂町駅地下自転車駐車場管理室(南砂3-14-1)☎03-3644-1761(4:45～25:15)
	一時利用	200円/24時間 (3時間無料)	11台	

※総排気量50cc以下の原動機付自転車と合わせた台数

### 住民税・軽自動車税(種別割)の 納め忘れはありませんか

令和6年度以前の住民税(特別区民税・都民税・森林環境税)や軽自動車税(種別割)の滞納を放置しておくことで延滞金が加算されるだけでなく、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることにもなります。早急な納付をお願いします。

**納付確認を行っています**

納期限を過ぎると、区が業務委託している「納付案内センター」が電話と訪問による納付確認を行います。その際、必ず「江東区納税課納付案内センターです」と名乗ります。期限内納付にご協力をお願いします。

※納付方法の詳細は、区HPをご覧ください

**納付が難しいときはご相談ください**

災害、病気や負傷、事業に著しい損失を受けた等の理由により納付が難しい場合は、早めにご相談ください。

**口座振替をご利用ください(特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収))**

令和7年度第1期分(納付期限:6月30日(月))からの申し込みを受け付けています。納期限ごとにご指定の口座から振替納付されるため、納め忘れがありません。下記の方法で申し込みができます。

- スマートフォン・PC等(Web口座振替受付サービス)(申込期限:6月10日(火))
- 区役所・出張所窓口でキャッシュカードを利用(申込期限:6月10日(火))
- 取り寄せた口座振替依頼書を郵送(申込期限:5月9日(金))

※特別徴収されている住民税や、軽自動車税(種別割)は口座振替ができません

**[LINE Pay請求書支払い]サービスが終了します**

LINE Pay(株)[LINE Pay請求書支払い]サービスの4月23日(水)終了に伴い、同サービスによる納付の取り扱いは同日をもって終了します。サービス終了後は別の納付方法をご利用ください。

**☎[納付方法・納付案内センター・口座振替に関すること]**

納税課収納推進係☎03-3647-2063 📠03-3647-8646

**☎[納付の相談]**

納税課徴収第一・第二係

☎03-3647-4153 📠03-3647-8646 ✉noufu-soudan@city.koto.lg.jp



### 国民年金保険料の学生納付特例 令和7年度申請の受付を開始

学生納付特例とは、前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

☎大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等の学生 ※海外大学の日本分校は一部を除き対象外

**[期間]**

申請月の2年1か月前の月分から来年3月分まで ※年度ごとの申請が必要

**[承認期間の取り扱い]**

- 老齢基礎年金の受給資格期間となりますが、老齢基礎年金の金額には反映されません。
- 10年以内であれば、猶予された国民年金保険料を追納できます(ただし、3年度目以降は、期間に応じて一定の額が加算されます)。
- 障害基礎年金請求の審査に際し、受給資格期間へ算入されます。

☎区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、豊洲特別出張所・各出張所(現年度分のみ受付)、江東年金事務所国民年金課(亀戸5-16-9)の各窓口、またはマイナポータルから電子申請

※窓口にお越しの際は、マイナンバーまたは基礎年金番号がわかる書類、本人確認書類、学生証(両面コピー可)または在学証明書をお持ちください

※マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンからマイナポータルにログインして、学生納付特例の電子申請をすることができます。詳細は、日本年金機構HPをご覧ください



▲区HP



▲日本年金機構HP

**☎区民課年金係**

☎03-3647-1131 📠03-3647-9415

江東年金事務所国民年金課

☎03-3683-1231 📠03-3681-6549